

阪神・淡路大震災をはじめとする災害対応の経験から

阪神・淡路大震災の経験からも、危機の時に機能するためには、ふだんからしくみやシステムを回しておく必要。

1. 復興の基本的な枠組の制度化

阪神・淡路大震災やその後の災害の経験から、災害ごとに対応方策の検討に多くの労力を費やすのではなく、災害への備えとしてあらかじめ復興の基本的な枠組みを復興基本法として制度化しておく必要。

2. 復興局面に柔軟かつ迅速に対応できる復興基金の早期立ち上げ

変わっていく復興局面に柔軟かつ迅速に対応できる復興基金の県ごとの早期立ち上げと、被災者の「今」を支援するソフト施策のメニューを準備。

○情報提供・相談を行う生活支援相談員やこころのケアセンター相談員配置、仮設住宅・災害復興公営住宅等交流拠点の設置と運営補助（スタッフ、備品、活動費等）、ボランティア活動費助成など

○共同仮設店舗、被災商店街助成・無利子貸付、復興イベントなど

○高齢者による小物づくり・販売や、語りべ・昔遊び伝承など、生きがいつくりとしごとづくりを兼ねたコミュニティビジネス支援など

3. 自治体間の長期・継続的支援のしくみ

○関西広域連合「カウンターパート方式」

兵庫県・徳島県・鳥取県⇔宮城県 大阪府・和歌山県⇔岩手県 京都府・滋賀県⇔福島県

【市町村間】神戸市⇔仙台市、姫路市⇔石巻市、尼崎市⇔気仙沼市、西宮市⇔南三陸町 など

4. 復旧・復興の段階の変化に対応した施策展開へのしくみ

○各領域の専門家（12名）と県課長チームがともに現地を回り、課題の把握と対応、行政・被災者双方への提言を行っていった阪神・淡路大震災後の「被災者復興支援会議」のような第三者機関のしくみ

（例）被災者復興支援会議（95年7月～05年3月） 移動いどばた会議 251回

○県による市町村へのバックアップ、変化する状況に応じた応援職員のコーディネート・ヘッドクォータ機能、ニーズのフィードバック、国とのつなぎ

○専門・技術職の人材バンクと状況の変化に対応した派遣調整（保健師、管理栄養士、児童心理司、教員、スクールカウンセラー、建築、土木など）

（例）兵庫県教育委員会「震災・学校支援チーム（EARTH）」（毎年更新・研修、今年度現職教員約150名） 等

など

5. ボランティア受け入れ体制と、ニーズとのマッチングのしくみづくり

- 初動期において早期に被災地ボランティアセンターを立ち上げ、コーディネートを行っていくための、社会福祉協議会、団体・NPO、自治体(応援自治体含む)等の協働の取り組み
- 広域災害発生時における後方支援のしくみ
(例) ひょうごボランタリープラザ「東北自動車道ボランティア・インフォメーション・センター」
- 阪神・淡路大震災の経験から、ボランティアへのニーズを自ら発信されない高齢者等被災者も多く、積極的声かけや地域の見守り、ふれあい喫茶など多様な働きかけが必要 など

6. 災害復興と防災・減災のまちづくりへの、女性たちの視点と参画のルールづくり

- 女性・ベビー用救援物資の備蓄・配送・配布のしくみ、避難所のしきり、授乳・着替えスペース、洗濯物干し、語り合える場など
- 避難所、仮設住宅、災害復興公営住宅などに女性リーダーを必置、(災害対策基本法に基づく)防災会議や復興会議等に女性割合の確保
- 子ども、高齢者、障がい者、外国人などへの具体的配慮
- 普段から母子保健等当事者であり、生活者である女性たちの意思決定の場への参画と活躍を支援し、防災・減災のまちづくり、要援護者支援、避難訓練等を進めておく必要 など

7. 災害救助法、災害弔慰金法、災害対策基本法等の課題

○災害救助法

- ・国が指定する広域大規模災害については、救助費用は全額国が負担することとし、支援した都道府県は国に直接求償できるようにする
- ・長期化する避難所での栄養管理 など

○災害救助法と被災者生活再建支援法

原則として大規模半壊だけが両法の支援対象になっていること、災害救助法の現物支給原則から応急修理の事務処理(被災自治体、事業者、被災者の三者による手続き)が被災自治体の大きな負担となっていることから、災害救助法の「応急修理」を廃止し、「半壊」世帯を被災者生活再建支援法の支援対象とすることの検討(支援金額・財源負担については、全国知事会と協議)

区分	災害救助法	被災者生活再建支援法	
	応急修理	基礎支援金	加算支援金
半壊	有 (52万円)	無	無
大規模半壊	有 (52万円)	有 (50万円)	有 (補修 100万円)
全壊	無	有 (100万円)	有 (再建 200万円)

※運用による例外的な取扱あり

○災害弔慰金法

災害援護資金貸付金未償還金については、都道府県及び政令市から国への貸付原資の償還は、借受人から償還されたものに限定する。災害障害見舞金の支給対象となる障害程度(現行：労災1級程度に限定)の範囲の拡大

など